

(様式1)

第202400268778号

令和7年1月29日

文部科学大臣 様

鳥取県知事 平井 伸治
(公 印 省 略)

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に
基づき、下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

鳥取県公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和6年度～令和7年度（2年間）

(担当)

教育委員会事務局教育環境課 小谷

住所：鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

電話：0857-26-7946

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

皆生養護学校において、紫外線の影響を受けやすい生徒への対策として、窓への紫外線カットフィルム貼付工事により教育環境の確保を図る。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

鳥取聾学校、倉吉養護学校及び米子養護学校の空調は設置後15年以上経過しており故障してもおかしくない状況であるため、空調の更新工事を行い、体温調節が困難な児童生徒の安全を確保して教育環境の向上を図る。また、鳥取盲学校、鳥取聾学校及び倉吉養護学校のトイレについて、洋式化工事を行い学校施設の環境改善を図る。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		校
中学校		1 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		10 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		3 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		32 校
教員及び職員のための住宅		4 戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	22 箇所
	学校武道場	29 箇所
	社会体育施設	9 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	令和3年3月25日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>事業完了後にホームページ等による公表を行う。</p>
